

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和2年第3回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により7番、小梅議員、8番、室井議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会の開催状況でございますが、当委員会は、8月28日、9月8日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を始め、17件の議案が提出されている他、報告2件、同意2件、議員発議として3件、一般質問は9名の通告であります。

詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程についてであります。8月28日の委員会の協議を経まして、会期の日程は、9月16日から17日までの2日間といたしました。

次に、一般質問についてであります。これまでと同様に、一問一答方式として、質問の回数は再再質問まで認められます。質問の時間についてであります。従来どおり答弁を含め、60分の時間制としますが、議長の許可を得た場合、30分まで延長を許可することといたしました。なお、依然として、コロナ感染症に対する対策は継続中であります。発言は極力簡潔を旨として頂きたいと思っております。また、質問答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者においては、一回目の答弁は演壇によりおこない、再質問以降は、自席でおこなうこととします。理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることといたします。

また、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いをいたします。理事者の議案提案についても、既に議員協議会等で説明している箇所は、簡潔明瞭にする他、感染症予防対策のための協力をお願いいたします。

最後に感染症予防対策について、改めて述べたいと思っております。新型コロナウイルス感染症は、今だ、治療法は確立されておらず、また、根本的な解決には至っておらず、感染拡大は終息しておりません。一番注意しなければならないことは、潜伏期間が長く、自覚症状が無い方からでも、感染が拡大されるという特徴であります。議席の距離や議場の換気等、新しい生活様式に即した対応を模索しております。議員、理事者を含め、本議会の運営に対し、皆様のご理解と、ご協力を頂きお願いいたしたく、申し上げまして、以上、議会運営委員会において協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、一般質問については一問一答方式で行い、質疑については自席でおこない、答弁については、1回目は演題で、2回目以降は、自席でおこなうことといたします。質疑の回数は、再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用しておこなうこととし、それを超える場合については、議長の判断で、30分まで延長することが出来るものいたします。また理事者においても議員からの質問に対し、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス対策として、説明、質疑及び審議にあたっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りたいと思います。また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、令和元年第3回定例会発議第7号、江差町総合計画等に関する事務調査を議題といたします。

本案については、所管の江差町総合計画等特別委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

はい。

(議長)

はい、室井委員長。

「室井委員長」（調査報告）

おはようございます。

（「おはようございます」の声）

「室井委員長」

それでは、委員会の調査報告をさせていただきます。

調査事件。令和元年第3回定例会、発議7号、江差町総合計画等に関する事務調査でございます。調査期間については、令和元年9月25日より、本年7月21日迄、12回でございます。内容については省略させていただきます。

3、調査の目的と結果。総論。本特別委員会は、令和元年度当初より、町長から諮問、委嘱に応じて設立された第6次江差町総合計画、都市計画マスタープラン及び立地適正計画や、総合戦略検証委員会などが既に検討、協議がなされている中で、令和元年7月に執行された江差町議会議員選挙改選後、第3回定例会で発議され、9月25日に開催された、第2回特別委員会から、実質的な調査が開始された。今回、策定された総合計画、都市計画マスタープランなどは、今後の江差町の方向性を総体的に計画されたものであり、実質的な政策事業の計画立案は、今後、具体化されることとなります。本特別委員会は、これまでの総務常任委員会事務調査報告、また、平成31年3月定例会報告、拠点地区整備計画と都市計画マスタープランに関する事務調査や、その後の、町の事業の具体化を検証し、具体的提案を考慮した意見書といたしました。本意見書は、行政側と連携を図り、出来る限りの整合性の確認を持って行い、行政と議会は激しい議論を得ても、共に汗をかく、口先だけでは終わらないという強い使命感を抱いて提案するものであります。本意見書は、特別委員会主要調査項目に選定した。

1つ、かもめ島入り口の国道周辺を含めた北の江の島構想。1つ、中心市街地活性化対策。1つ、交通体系。1つ、産業振興に担い手確保と定住人口対策。1つ、高規格幹線道路の5点であり、今後、江差町が重点的に取り組むべき課題として、下記のとおり、報告をいたします。

最初に、かもめ島入り口の国道周辺を含めた、北の江の島構想でございます。特別委員会の事務調査の中で、最も中核と考えられる案件であり、江差町による持続可能、活性化対策事業の大きな課題と認識しております。かもめ島は、他町に例のない歴史、文化遺産が点在している一方、近年の経済、社会環境の中で、整備された老朽、遊休施設も混在し、一元化が図りづらい。

1つ、多岐に渡る用途と歴史性の保存伝承。また、現在進めている継続事業などから、周辺地域を3地区にゾーニングし、提案をするものでございます。提案。1、かもめ島ゾーン。かもめ島は北前船等の歴史を後世に伝える貴重な自然遺産であり、かもめ島をその

ままの魅力で伝えることこそが、最も重要であると認識します。そのためには、歴史的背景を伝える、説明、案内、標識を充実し、更には、江差町を訪れる方々をかもめ島へ誘導するランドマークが必要であります。歴史を後世に伝える上で、例えば、北海道教育委員会などと協議され、北前船係船柱の復元など、検討すべきと考えます。更に、島上の旧花月は、現在、部分的解体、簡易補強されているが、景観、安全対策上、極めて支障をきたす施設であり、有利制度を活用した早期解体を進めるべきであります。

二つ目、賑わい空間ゾーン。北の江の島構想の賑わいを創出する地区であるが、その中で、老朽化が進んでいる開陽丸記念館、船体の今後の長寿命化対策が急がれ、補修などの事業費など、問題点を早期に示し、対策を進めること。1つ、南埠頭は、多目的機能を充実すべきであり、道の駅の展開も視野に関係機関、北海道開発局と南埠頭用地について協議の上、広い空間を活用した対策を進めること。資料には北海道開発局から頂いた資料が別紙として、添付されております。

また、3、国土交差点周辺ゾーンでございます。急カーブ交差点改良のみの交通安全対策ではなく、周辺一帯の環境整備、歴史を活かしたまちづくり、港湾整備と一体となった計画を進めなければなりません。大規模交差点改良事業を国土交通省や国の省庁へ要請出来るような、具体的な計画策定を早期に進めること。更に、国土改良事業と併せ、旧折居社、アネロイド気圧計を含めた環境整備を進め、北前船交易の象徴を表す歴史の实在に基づくランドマークの設置、ミニ水族館、活魚センターなど検討を進めること。別紙、資料1から6までございますので、ご覧なってもらいたいと思います。

二つ目、中心市街地活性化対策でございます。本特別委員会での、調査範囲を都市計画指定区域内のうち、用途地域に指定されている地域と限定し、更には、住居関連用途地域を除いた範囲として調査いたしました。別紙2の1を参考にしてもらいたいと思います。調査範囲は、多岐にわたる諸課題が山積し、永年、解消されていない状況にあります。課題を解消するにあたっては、大きな財源の確保は当然必要とされますが、課題の認識と解決策の発想、検討協議の欠如は政策の後退を意味するものであるということを強く、認識してもらいたいと思います。その基本方針に基づき、以下の地区の課題を4分類に分けて、提案いたします。

提案。1つ、愛宕町、法華寺通り商店街の持続可能な具体的活性化対策であります。別紙資料を見て下さい。赤丸ついています。賑わい空間の創出に両地区とも今日まで、創意工夫を重ねてきております。今後、更に、高齢化が進み、買い物難民の心配が大きくなると考えられ、地元で買い物出来るためにも、既存商店への支援策を一層、進めて行くことが必要と考えます。また、両商店街には、歴史遺産として、民間所有の土蔵、建築物が点在しており、それらの施設を含めた、歴史景観地区の指定など、早期に、その対策を講じ、保存伝承に努めてもらいたいと思います。更には、地域活性化のためにも、子ども達から高齢者まで、幅広く集い、自治活動の拠点となる集会施設の整備や山車保管庫の地区内整備も十分検討してもらいたいと思います。

次に、遊休老朽化老朽施設の解体、活用に向けた権利者との協議でございます。別紙には緑色マークがついております。中心市街地の中心部には、大規模な遊休老朽施設が多くあり、特に、中央商店街には比較的規模の大きい老朽施設があります。中央商店街の景観と立地条件の優位性を阻害していることから、民間施設の権利者と早期に意向、協議を進め、課題解決に取り組むこと。また、中心市街地には、老朽化した官公庁庁舎があり、更には、立地が入り組んだ場所にあることなどから、町外は元より、町内からも分かりづらく、利用しづらいなどの不便があると伺っております。檜山振興局所在地であり、各種官公庁舎の出先機関のある江差町として、その解決策に向けて、最大限の支援をすること。ひっ迫する北海道財政への大きな負担にならないためにも、適地提案を含めて、早期に行動すべきであります。図面には黒まるで、例えばという話で、江差警察署が載っておりますから、ご覧になってもらいたいと思います。

3つ目。空地の跡地利用の早期解決策の計画立案についてでございます。旧江光ビル跡地の活用については、各団体からも、種々の意見、計画が提案されており、事業の実施に向けた判断は、江差町の決断だけであります。中央商店街の振興策等の重点課題として、地域の高齢者、子ども達が集う法華寺通り商店街と連携した、賑わいの場となり得る空間の早期事業化を進めるべきであります。また、民間の空き地などについては、所有者に対し、将来活用計画などの意向調査を具体的に進めるべきであります。

4つ目。歴史的建造物及び周辺用地の整備と横山家の早期運営体制の確立と営業再開についてでございます。令和2年度の予算で、歴史的建造物活用推進モデル支援事業が、新規事業として策定されました。この間の総務常任委員会報告や、特別委員会での質疑で指摘した事項が反映されており評価できますが、単年度の調査、検討で終了する事業となっております。来年度以降、具体的な事業化に向けて、更に進めていくこと。

最後に、横山家との話し合いは、町として具体的なプランを示しながら、積極的に推進してもらいたいと思います。

大きな項目3点目です。現在、函館バスが定期運行しているバス路線は、別紙3の1でございます。身近な居住地に買い物する場所がなく、特に高齢者にとっては、問題が深刻化しております。現在の定期運行バスは、時間帯、運行本数、最寄バス停までの移動距離などの問題などから、いわゆる買い物難民が発生しており、今後、一層増加することが予想されます。町内一部商店街では、配達業務を自力で行い、買い物難民に対する対応を行っております。以上の課題整理から2点に絞り、提案いたします、

1つ、町内の買い物バスの再開。また、かもめ島周辺の賑わい創出と買い物楽しみバスツアーなど、買い物難民対策、賑わい創出策として進めていくこと。

1つ、町内に営業所がある函館バスが、今後とも存続して行くためには、上記の、今の2点については、函館バスに対する委託事業として進めてもらいたいと思います。

次に、大きい4点目です。産業振興担い手確保等定住人口対策でございます。少子高齢化対策として、地場産業の担い手確保対策と新たな就業先の誘致による定住人口対策を進

めて行く必要があります、以下、3点について提案いたします。

1つ、農業について。農業の後継者不足と高齢化が深刻な課題となっております。今後、ますます農家戸数が減少することが見込まれており、より効率的な農業の推進や担い手への農地の集積と重労働の農作業の軽減化などの支援策を進めて行くこと。

2、漁業について。回遊性漁業の魚種の漁獲量が近年、急速に激減しており、漁業経営が圧迫しております。そして、漁業者戸数も減少、担い手も数少ない状況となっております。回遊性魚種に頼らないナマコの養殖試験の実施や、各種放流事業を進めて来ておりますが、ナマコ以外に大きな成果が出ていないのが現状であります。道と民間の試験研究機関などと連携し、新たな栽培事業へのチャレンジを、挑戦を進めてもらいたいと思います。

3点目。担い手確保と定住人口対策確保でございます。定住人口を増加するためには、新たな雇用の創出が有効であります。地元の金融機関と連携した創業支援や、町の企業、支援事業を積極的に進めてもらいたいと思います。また、近年増加してきている、空き店舗活用したICTなど、テレワークなどを活用した事業を推進してもらいたいと思います。

5点目。高規格幹線道路について報告いたします。平成27年6月に設立された、高規格幹線道路木古内江差間整備促進協議会、会長、江差町長照井さんです。は、広範な立場から、構成された組織であり、中央省庁は、道内選出国會議員に対し、要請活動を現在も行っております。高規格幹線道路の建設要望は、全国各地の自治体から、国土交通省に対し、数を多く寄せられていると伺っております。私も直接聞いております。その中で、全国一律的な必要性とする要望内容では、それを受けとる側として、優先順位の格上げには厳しいと考えます。高規格幹線道路の早期計画路線への昇格には、整備促進協議会の要望書の内容と合致するので詳細は避けますが、江差町側からの調査、促進及び早期着手とする要望内については、高く評価するものであります。衰退する地方がその浮揚対策としての抜本的解決策を模索している中、国の事業として行う大型公共事業は、地域への経済波及効果と雇用による地域活性化に大きく寄与する事業であると高く評価し、その認識も改めて持ってもらいたいと思います。今後、協議会として、更なる要望活動を行うものと理解しますが、以下に点について、十分考慮してもらいたいと思います。

一点、現在協議会が行っている要望活動については、地域江差町にとって、一層の効果的重点的な要望を行うこと。

1つ、当町の災害時対策としても早期着工が必要であり、その機運醸成のためにも、江差町の町民を挙げた活動となるよう、町内組織を作ってもらいたいと思います。別紙5の1に参照してもらいたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。日本全国の社会、経済活動に多大な影響を与え、また、未だに世界中に広がっている新型コロナウイルスは、これからの地方行政のあり方、先程、小野寺議運委員長の報告にもありました。大きく影響を与えるものであります。日本では、緊急事態宣言が5月から段階的に解除され、出口戦略を

模索する動きが始まっておりますが、関東関西を中心にまた感染が広がりが見えて来ておりました。ワクチンや特効薬が量産されるまで、新しい生活様式への行動変容を中心とした、年、1年単位での長い取り組みが、行政としても必要になるかと思えます。江差町としても、政府の新型コロナウイルス対策の動きを機敏に捉え、また、町内の経済、観光、暮らし、医療情勢など、的確に把握した上で、江差町の新年度予算や諸計画の適時、見直しと的確な予算執行が求められていると考えます。

以上をもちまして、特別委員会の報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
江差町総合計画等に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、委員長の報告とおりで了承することに、決定いたしました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。各常任委員会、特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (行政報告)

寄付採納について、ご報告申し上げます。

始めに、令和2年6月17日、函館市上新川町1番25号、道南うみ街信用金庫、理事長、藤谷直久様より、地域住民の皆様への感謝の気持ちとして、江差産道南杉、木製ベンチ一脚のご寄贈がありました。道南うみ街信用金庫様からは、平成26年度より、毎年、ベンチをご寄贈頂いており、今回で7脚目となります。ご寄贈頂きました木製ベンチにつきましては、昨年に引き続き、旧檜山爾志郡役所の前庭に設置しており、観光客など、訪れた方々に利用して頂いております。

次に、令和2年6月17日、江差町字茂尻町89番地3、第一生命保険株式会社、函館支社江差営業オフィス、オフィス長、秋野厚子様より、新型コロナウイルス感染防止のため、通常の入学式が行えなかった小学1年生へのお祝いとして、ハンディタオル41枚のご寄贈がありました。ご寄贈頂きましたハンディタオルにつきましては、早速新小学1年生に配布させて頂きました。

次に、令和2年7月27日、江差町字水堀町6番地2、株式会社ユーラス江差風力、代表取締役、高瀬達秀様より、現金190万円のご寄付がございました。同社は、各発電所がある全国の自治体に地域振興のためにと寄付を行っており、当町も平成27年度から、毎年ご寄付頂いております。なお、今回の寄付につきましては、教育関係の用途に限定したのとなっておりまして、町内小中学校の児童生徒が使用する教材備品等の整備に活用させて頂くこととしており、本定例会に補正予算として、提案しているところでございます。